

会 議 の 概 要

1 会 議 名	平成28年度第4回宝塚市社会教育委員の会議
2 開 催 日 時	平成28年12月8日（木）10時00分～12時00分
3 開 催 場 所	宝塚市役所 上下水道局第1会議室
4 出 席 委 員 [■出席 □欠席]	■中内委員 ■清水委員 ■林委員 ■田村委員 ■大西委員 □温井委員 ■河野委員 ■藤田委員 □伊藤委員 □エバンズ委員 ■板東委員
5 傍 聴 者 数	0 人
6 公 開 の 可 否	■ 可 □ 不可 □一部不可
7 議 題 及 び 結 果 の 概 要	<p>◆報告事項</p> <p>(1) 全国社会教育研究大会千葉大会 (10月27日～28日)</p> <p>(2) 兵庫県社会教育研究大会 (11月14日)</p> <p>(3) 阪神北地区社会教育委員協議会第3回理事会 (10月31日)</p> <p>◆議題 公民館における指定管理者制度について</p> <p>(1) 公民館視察の報告について</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 寝屋川市立中央公民館</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 大阪狭山市立公民館</p> <p>(2) 公民館における指定管理者制度に対する意見書について</p> <p>◆その他</p> <p>次回2月開催予定。</p>

平成28年度 第4回社会教育委員の会議議事要旨

議題 公民館における指定管理者制度について

(1) 公民館視察の報告について

(委員)

宝塚市の公民館における指定管理者制度について、社会教育委員の会議として議論していくうえで、前回は公民館に指定管理者制度を導入している寝屋川市と大阪狭山市を視察した。まずは、その報告について事務局の方からお願いしたい。

(事務局)

まず、「寝屋川市立中央公民館」について、報告する。指定管理者は、「(株) ビゲンテクノ」というビルメンテナンス会社で、大阪府内の公共施設 16 施設の指定管理を受けている。導入理由としては、「民間の考え方、手法の活用」「効率的な管理運営と人件費の削減」を挙げている。指定管理者による社会教育主事の配置はなく、市からも求めている。

次に、「大阪狭山市立公民館」について、報告する。指定管理者は、「アクティオ(株)」という会社で、平成 22 年度から指定管理を受託している。指定管理者制度導入以前から公共施設の管理を受託している事業者で、関東を中心に公民館の指定管理を受託している。指定管理者制度の導入理由については、地方自治法の改正を受け、市公共施設への指定管理者制度の導入を検討し、市民サービスの向上と施設の目的の効果的達成を目指したためである。社会教育主事の配置について、市として配置は求めているが、指定管理者が主事講習を受講するなど自主的に取り組んでいる。

(委員)

大阪狭山市の社会教育主事を積極的に配置しようという姿勢がよかった。実際に視察することによって、指定管理者制度の良いところを感じることができた。ただ、私たちが意見書を作るにあたっては、財政や議会が求めていること等、今の宝塚市の状況を理解しておく必要があるように思った。

(委員)

2館視察して、それぞれ良いところ、課題があったように思う。寝屋川市の視察では、直営だからできること、指定管理だから難しいこともあるように感じた。指定管理導入を考えるにあたっては、市が求めているものをしっかりと詰めて選定することが重要だと思う。視察前は指定管理に対するイメージはマイナスの部分が多かったが、実際に現場を見ることで悪いことばかりではないことを実感できた。

(委員)

できれば大阪狭山市のように公民館の運営についてノウハウを持った会社が望ましいように思った。指定管理者の導入にあたっては、事業者をどう選定するのが課題になってくると思った。

(委員)

やはりイメージとして、公民館運営には（市の）職員が携わったほうが良いように思う。市民のニーズに沿った講座展開となると、今の宝塚のようにどうしてもカルチャースクールのようなものに偏りがちになってしまうのではないか。学んだことを活かすような仕組みを作るには、専門のスキルを持った職員が必要であるように思う。

(委員)

指定管理導入によって経費が削減できるのであれば、その財源が有効に活用されるようにしてほしいと思う。ただ、経費削減が主目的となり、市民サービス等の低下につながるようでは困るので、導入に際してはそういった部分をしっかりと協議していかなければならないと思う。指定管理者制度そのものが駄目というのではなく、やり方についてしっかりと協議することが大事だと思う。

(委員)

指定管理者制度導入前後で増えた講座数が、寝屋川市と大阪狭山市でかなり差があるがなぜか？また、増えた講座の内容は主にどのようなものか？

(事務局)

両市とも、もともとの（直営時の）講座数が少なかった。講座の内容としては、寝屋川市では市指定の講座は4つ、ヨガやフラ教室、万華鏡づくり、カラーコーディネート教室、ボイストレーニング、ダンス、料理教室等がある。講座の企画は、ほぼ指定管理者に委ねている。大阪狭山市では、全体で49事業あるが、うち40事業が市の指定講座。指定管理導入を機に講座数を増やした。内容は幅広く、英語、健康管理、パソコン講座、プラネタリウム等がある。

(委員)

講座は公民館への来館目的の大半を占めると思うが、大阪狭山市では、子どもを対象にした講座や知識系の講座を主としている印象を受けた。今、2つの市の話を聞いていて、やはりある程度、市が講座を指定した方がよいのかなと思った。市がどのようなまちにしたいか、どのような子どもになってほしいかといった願いを、そういう講座に活かせるかがポイントになってくるように思った。指定管理者を選定する際にも、そうした市の思いをどれくらい運営に反映してもらえるかが重要なポイントになってくるように思う。

(事務局)

現在、宝塚市で通年実施している講座（市民カレッジ）は12ほどで、その他は随時実施しているものになる。本来であれば、もっとこのような講座を増やしていくべきであるが、一方で人気講座については継続して実施する必要がある、ご指摘のようにそうした講座を指定講座として残しつつ、プラスアルファで若者に集まってもらえるような講座等を実施してもらい、新たな公民館活動に結びつけてもらいたいと考えている。指定管理者との協定の中でそういった部分を盛り込む必要があると考えてい

る。また、公民館の利用目的については、登録団体による貸館利用が多いが、講座事業を通じて、こうした団体の育成を図りたいと考えている。

(委員)

両市ともたくさんの講座を実施されているが、どれくらいの利用があるのかが気になった。民間でできる講座はそちらを利用してもらえばいいと思うので、指定管理がどうというのではなく、市民により活用してもらえるようなものを、市民と一緒に考えられたらよいと思った。市としては、どのような公民館を目指しているのか？

(事務局)

現在の利用は貸館利用がほとんどだが、本来的には公民館は市民の社会教育に資するものであるべきと考えている。最終目標としては、1つの学習目的で集まった団体が、自ら地域の課題を見つけ、解決に向けて活動していくといったことを目指している。講座について、視察した両市とも指定講座だけでなく、自主講座の内容についても市と指定管理者の間で協議を行ったうえで決定しており、本市においてもこのように行政として関与していくことは必要なことであると考えている。指定管理のメリットとして、随時に利用者の要望に応じて、スポット的に講座を実施するといった柔軟な対応ができることが挙げられると思う。

(委員)

登録団体というのは、どれくらいの数があるのか？

(事務局)

東公民館で333、西公民館で476ある。他市に比べると、市民の自主的な活動に対する意識は高いと言えるかもしれない(寝屋川では107、大阪狭山では258)。

ただ、こうした団体の中に社会的な課題を解決しようという団体がなかなか出てこない。市としては、講座事業等を通して、こうした団体が出てくるきっかけを作ることが重要であると考えている。

(委員)

指定管理者制度に対しては、業者への丸投げのような悪いイメージがあったが、実際に導入されている事例を見ると、それだけではなく、どういう指定をするのか、指定する際の業者との取り決めが重要であると感じた。この会議では、指定管理者制度についての意見書を作っていくことになるが、内容が昨年提出した答申とのバランスがあるので、ここで一度おさらいしておこうと思う。

現在の公民館は、人が集まり学ぶところまでは行っているが、学んだことを地域課題の解決にどう活かすか、という段階には至っていない。こうした「知の循環」を今後、宝塚の公民館でどのように実現していくかが課題と捉えている。また、公民館での学びをこうした課題解決に結びつける役割として、社会教育主事のような専門的な知識を持った職員の配置が望まれると述べている。

こうした公民館を実現するにあたって、運営方法としては、現在の直営方式と指定

管理者制度の導入がある。ただ、今後、社会教育主事を増員していくことも困難であるという状況から、指定管理者制度の導入について、検討する必要があると考える。

指定管理者制度には、市が市民の意見に直接触れることがなくなるため、市民のニーズ等の把握がしづらくなるといったデメリットがあるが、指定管理者制度そのものが良いか悪いかという話ではなく、どこに任せるか、どのような協定を結ぶかといったことが重要であると感じた。

関連資料を読んでいると、指定管理者制度導入により、利用者や団体の固定化がなくなるかといえば、そういうわけではないようである。また、指定管理の方法として、事業内容ごとに指定管理をするというものもある。例えば、施設管理は指定管理で行うが、講座の企画等は直営で行うなど。

(委員)

指定管理者制度のメリットとして、経費削減があるが、経費削減に伴い職員が減り、市民サービスが低下するようでは導入の意味がないので、何を目的として導入するかが大事ではないか。専門的な知識を持った職員の配置を重要と考えるのであれば、そういうところを選定する必要があると思う。

(2) 公民館における指定管理者制度に対する意見書について

(委員)

意見書の作成について、基本的な考え方をこの場で決め、具体的な文章については、小委員会で作成し、この場で詰めていきたいと考えている。まず、基本的な考え方として、「絶対に指定管理には反対」とするのか、「直営が望ましいが、指定管理もやむなし」とするのか、「積極的に指定管理を導入すべき」とするのかを決めておく必要がある。これまでの皆さんの意見を聞く限り、「直営が望ましいが、指定管理もやむなし」というスタンスに近いと感じたが、皆さんの意見はどうか？

(委員)

(「直営が望ましいが、指定管理もやむなし」の方向で) かまわない。

(委員)

市の施設の運営も大半は指定管理になってきており、そうした施設の様子を見ると、指定管理も悪いことばかりではないのかなと思う。ただ、使い勝手から言うと、その施設のトップの人が変わると、学校利用がしやすくなったり、しづらくなったりするという感覚はある。

(委員)

指定管理者の選定が重要だと思う。行政と指定管理者と市民が上手く連携していけるような体制を作ることが大事。

(委員)

これまでの話を聞いていて、絶対に直営でなくてはならない、という考えはなくな

った。やはりソフト面が重要だと思うので、指定管理をしてもらう際の（協定書の）項目にそういった部分を盛り込んでおくことが必要だと思う。

（委員）

宝塚の場合、3館の指定管理となるが、受ける事業者があるのかが気にかかる。また、指定管理料もとても高くなるのではないかと。

（事務局）

（3館同時とした場合）額としてはある程度高くなると思う。1館の複合施設を同じ事業者が指定管理していることはあるが、全国的に見て、公民館3館を同じ事業者が指定管理しているところはあまりないと思う。

（委員）

館長の采配によってサービスの質が変わってくるという話があったが、むしろ、指定管理を受託した事業者の意向によって変わってくるのではないかと。館長がしたいことが会社の意向によって阻害されてしまうことがあるのではないかと。そうしたなかでソフト面をいかに充実させていけるかが課題だと思う。また、指定管理者の選定委員会に私たち社会教育委員の意向を伝えることも必要であると思う。

（委員）

市の意向がある一方で、指定管理者の会社の意向もあると思う。実際に公民館で働く職員は指定管理者が採用した人たちなので、市の意向を十分に反映させるには、指定管理者との協定で細かく条件を設定しておく必要があると思う。その点、大阪狭山はうまくいっていたように思う。

（委員）

高司の児童館の指定管理の選定に関わったことがあるが、事業者が出してくる資料はとても理想的なものだったが、実際の運営に際して、地域性や実現性を考えると会社の意向と現場の状況にはギャップがあるように感じた。

（委員）

3月までに意見書を出す必要があるが、今後、小委員会を作り、その中で今まで皆さんからお聞きした意見を踏まえて意見書のたたき台を作り、次回、そのたたき台に基づき、修正を加えて、最終的に仕上げていきたいと思う。また、小委員会については、藤田議長、河野副議長、神戸大学教授の伊藤先生というメンバーで作りたと思う。

（事務局）

今後の方向性として、さきほど議長からご提案いただいたように議長、副議長、伊藤委員で小委員会を作り、そこで意見書の素案を作ってもらい、次回はその素案を元に協議を行いたいと思うので、よろしく願います。